

CGS研究会の中間整理について

(コーポレート・ガバナンス・システム研究会)

2018年5月18日

経済産業省

中間整理の位置づけと今後の方針

検討の背景

- ① 昨年末の上場企業向けフォローアップ調査で明らかになった実態や、この1年間の進捗
- ② コーポレートガバナンス・コードの改訂（金融庁・東証）の動き

中間整理

これらを踏まえ、コーポレートガバナンス改革を「形式から実質へ」と深化させていく上で今後必要な取組について「CGS研究会（※）」で議論し、中間整理として提言。

※2016年7月から開催し、2017年3月に「CGSガイドライン」を策定。2017年12月に再開し、今年度末をめぐりにグループガバナンスに関する指針を取りまとめ予定。

中間整理を受けた今後の取組

中間整理に基づき、「CGSガイドライン」の改訂（今夏目途）等を実施。

中間整理の主な内容

現行CGSガイドラインの主な内容

社外取締役の活用

- 社外取締役に期待する役割を明確にした上で人選するなど、具体的な活用策をステップごとに提示
- 少なくとも1名は企業経営経験者を選任することを提言

指名・報酬委員会

- 社外者中心の指名・報酬委員会を設置・活用することを提言
- 指名・報酬委員会の構成、審議事項、スケジュール等を提示

社長・CEOの指名、後継者計画

- 指名や後継者計画について指名委員会を利用することや、複数の候補者を示すことを提言

経営陣の報酬設計

- 業績連動報酬や自社株報酬の導入や、導入状況に関する情報発信を提言

取締役会の議長

- 取締役会による業務執行の決定事項を減らす場合には、非業務執行者が議長を務めることを推奨

中間整理で示している ガイドライン見直しの方向性

- 企業経営に関する最低限のリテラシーやアベイラビリティが求められること、社外取締役を総体として捉え、全体として必要な資質・能力を備えることを明記。
- 社外取締役の再任基準を設けることを提言（人材プールの充実策を併せて検討）

- 審議事項や会社の状況（平時か有事か）に応じた委員会の構成や運営方法の在り方について、きめ細かくベストプラクティスを整理
- 委員構成について、社外取締役を中心とすべきこと（社外監査役は補完的）を明記

- 後継者計画（盛り込むべき事項やプロセス）のベストプラクティスを新たに提示

- 役員報酬の方針や設計の在り方のベストプラクティスについて整理

- 左記の場合以外も含め、どのような場合に非業務執行者が議長を務めることが望ましいか、改めて整理